

## 森林環境創造事業実施要領

平成13年6月25日	森第	278号
平成14年5月28日	環境第05-	9号
平成15年5月28日	環境第05-	20号
平成16年5月28日	環森第05-	20号
平成17年5月16日	環森第06-	58号
平成19年1月5日	環森第06-	566号
平成25年1月18日	農林水第30-	544号
平成28年4月1日	農林水第30-	73号
平成28年8月25日	農林水第30-	281号
平成31年4月1日	農林水第30-	20号
令和2年4月1日	農林水第32-	13号

(趣旨)

第1条 森林は、県民の共有財産（公共財）であり、水源かん養・土砂流出防止・地球温暖化防止等多様な公益的機能の発揮を期待されている。その森林において、公益的機能を高度に発揮させるため、森林環境創造事業（以下「事業」という。）を実施し、その適正な執行を図るものとする。

2 三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）に基づき、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第249号。以下「要綱」という。）第1条に規定する補助事業は、別表第1の採択基準に該当する森林環境創造事業（市町が美しい森林づくり基盤整備交付金を受けて実施するもの、（以下、市町タイプという。）を含む）とし、事業の実施については、みどり共生推進課関係補助金等交付要領（以下、課要領という。）、みどり共生推進課関係補助金交付事務の取扱について（以下、課取扱いという。）及びこの要領によるものとする。

なお、高齢林整備間伐促進事業及び森林環境創造事業実施要領（平成21年5月1日環境第06-115号）は平成28年3月31日をもって廃止とする。

(補助事業対象者等)

第2条 補助金の交付対象者及び事業主体は、市町とする。

(補助事業対象森林)

第3条 補助事業対象森林は、「三重県型森林ゾーニング要領（平成14年8月30日環境第05-31号）に基づき市町村森林整備計画において公益的機能を重視する森林」（以下「環境林」という。）に区分された又は区分される予定の森林とする。

なお、市町タイプについては、美しい森林づくり交付金実施要領（平成20年8月4日 20林整整第431号 林野庁長官通知）によるものとする。

(事業採択の要件)

第4条 補助事業者は、地区森林管理協議会（以下「協議会」という。）を設置しなければならない。

- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）第5条第3項の規定により三重県知事が認定した事業主（以下「事業体」という。）は、補助事業対象森林について、平成33年度（令和3年度）までに、当該森林所有者と平成43年度（令和13年度）を終期とした森林管理に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するとともに、平成43年度（令和13年度）を終期とした環境林整備計画を策定し、補助事業者の認定を受けなければならない。
- 3 前項の計画書を受理した補助事業者は、協議会の意見を聞き、農林（水産）事務所長（以下「事務所長」という。）の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第2項の森林について、当該森林所有者及び事業体と環境林づくり協定書（以下「協定書」という。）を締結しなければならない。
- 5 補助事業者は、別表第1の基準を満たさなければならない。
- 6 条項に加え、市町タイプについては、美しい森林づくり交付金実施要領（平成20年8月4日20林整整第431号 林野庁長官通知）によるものとする。

(協議会)

第5条 協議会は、「地域の森林のあり方」について、地域の幅広い合意を形成しながら、市町村森林整備計画に基づく森林管理を地域の多様な主体との協働により推進する方策について審議することを目的とする。

- 2 協議会は、次の事項について審議することとする。
  - 一 三重県型森林ゾーニングにおける生産林・環境林の設定について
  - 二 事業体が策定する環境林整備計画について
  - 三 多様な主体との協働による森林計画・整備システム等、森林管理手法に関する検討

(環境林整備計画)

第6条 環境林整備計画は、平成43年度（令和13年度）を終期とした環境林整備における施業内容等を定めた計画であり、目標とする森林とそれを実現するためのシナリオを明らかにする基本計画とする。

- 2 環境林整備計画は、平成43年度（令和13年度）を終期とする。
- 3 事業体は、第4条の要件を満たす補助事業対象森林について、第1号様式による環境林整備計画を策定し補助事業者に提出するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の環境林整備計画の提出を受けたときは、その内容を審査し、協議会の意見を聞き、適当と認めた場合は、遅滞なく事務所長に提出するものとする。
- 5 事務所長は、前項の環境林整備計画の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、承認し、審査の結果を第2号様式により補助事業者へ通知するものとする。

6 補助事業者は、事務所長より、環境林整備計画書の承認通知があった場合は、第2号様式に準じて、遅滞なく事業体に通知するものとする。

(環境林整備計画の変更)

第7条 事業者は、別表第3に定める、環境林整備計画の変更が必要となった場合は、第1号様式により、補助事業者に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の環境林整備変更計画の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、第1号様式により、事務所長に提出するものとする。

3 事務所長は、前項の環境林整備変更計画の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、承認し、審査の結果を第3号様式により補助事業者へ通知するものとする。

4 補助事業者は、事務所長より、環境林整備変更計画の承認通知があった場合は、第3号様式に準じて、遅滞なく事業体に通知するものとする。

(環境林づくり協定書)

第8条 協定書は、第1号様式(その6)に準じて締結するものとする。

(補助金の内示)

第9条 部長は、予算の範囲内で事業費等を決定し、課取扱い第1条に従って事務所に通知する。

2 事務所長は、前項の内示を受けたときは課取扱い第1条に従い、第4号様式を附して補助事業者に内示するものとする。

(諸法令の手続)

第10条 事務所長は、補助事業者に対し事業実施に必要な諸法令に基づく許可及び許可等の手続きを完了するよう指導するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助事業者は、第9条補助金の内示に基づき課要領第2条に従って補助金交付申請書を作成し、関係書類を添付のうえ事務所長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 事務所長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、課取扱い第3条に従って補助金の交付決定について通知するものとする。

なお、通知文には課取り扱い別記の「補助の条件」に加え、別表2の補助の条件も添付することとする。

(事業の変更等)

第13条 補助事業者は、事業の実施にあたり変更又は中止の必要が生じたときは、課要領第3条に従って事業変更(中止)承認申請書を事務所長に提出するものとする。なお、添付書類は課要領別表1の交付申請に準じることとする。

2 課取扱い第4条に規定する部長への「協議」については、補助金額の増額に係るもの以外の場合は部長へ協議せず、事務所長が内容を審査し、適正と認めるときは県補助金取扱第4条1～3項に準じて補助事業者等に通知することとする。

なお、事務所長が協議を承認した場合は、第5号様式により部長に「報告」するものとする。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業等の遂行の状況に関し、課要領第5条に従い、事務所長へ報告するものとする。

(補助金の概算払等)

第15条 補助事業者は、出来高精算事業費の9割以内において概算払請求を行うことができるものとする。ただし、第4四半期においては、全額概算払請求ができるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、課要領第8条に従って概算払請求書および概算払精算書を事務所長に提出するものとする。なお、概算払精算書については、事業実施年度の3月31日までに提出するものとする。

3 事務所長は、概算払請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められた場合は、速やかに概算払いをするものとする。

(補助事業者の実績報告)

第16条 補助事業者は、事業が完了したときは、課要領第7条に従って実績報告書を事務所長に提出するものとする。

(実績報告・検査等)

第17条 事務所長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかに、別に定める三重県森林・林業分野関係事業補助金等調査要領(平成16年3月26日付け環境第04-372号。以下「調査要領」という。)に基づき、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

2 事務所長は、前項による調査を実施したときは、すみやかに、実績報告書に調査要領第11条に規定する調査復命書の写しを添えて部長に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金を全額概算払いにより交付した場合は、事業実施年度の3月31日までに履行状況を確認のうえ、すみやかに実績報告書に調査要領第11条に規定する調査復命書の写しを添えて部長に提出するものとする。

(額の確定)

第18条 事務所長は、第17条の調査を実施し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、課取扱い第9条に従って速やかに補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 19 条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受けたときは、速やかに第 6 号様式により補助金の請求を行うものとする。ただし、全額概算払いを受けている場合はこの限りではない。

第 20 条 事務所長は、規則第 16 条に基づく補助金の交付の決定の取消があったときは、規則第 17 条に基づき、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他定めのない事項)

第 21 条 この要領に定めのない事項について、異例の事態が発生したときは、速やかに部長に報告し指示を受けるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 13 年 6 月 25 日からこれを適用する。
- 2 この要領は、平成 14 年 5 月 28 日からこれを適用する。
- 3 この要領は、平成 15 年 5 月 28 日からこれを適用する。
- 4 この要領は、平成 16 年 5 月 28 日からこれを適用する。
- 5 この要領は、平成 17 年度事業から適用する。
- 6 この要領は、平成 19 年 1 月 5 日から適用する。
- 7 この要領は、平成 25 年 1 月 18 日から適用する。
- 8 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この要領は、平成 28 年 8 月 25 日から適用する。
- 10 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

事業種目	補助事業者	事業内容	採択基準	備考
<p>森林環境 創造整備  (森林管理費)</p>	<p>市町</p>	<p>森林の公益的機能の向上及びそれに付帯する以下の作業とする。</p> <p>① 人工林間伐 強度の間伐（5割程度）により、林内へ光を入れ下草や広葉樹の侵入を促す作業。</p> <p>② 人工林間伐と植栽 やや強度の間伐と、群状・帯状伐採と広葉樹等の植栽を併行して進め、針広混交林化を図る作業。</p> <p>③ 広葉樹の受光伐 林内の下草等が消滅し、かつ土壌浸食が発生している森林において、受光伐を行う作業。</p> <p>④ その他付帯作業 境界確認・測量・歩道整備・巡視等を行う。</p>	<p>森林ゾーニングで環境林（公益的機能重視森林）に区分された森林、又は、環境林に区分される予定の森林（ただし、公有林等、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林は、原則除く。）において、公益的機能が低下している又は低下が予想される森林で、事業体と森林所有者が平成 43 年度を終期とした森林管理契約を締結した森林であること。</p> <p>また、一団の森林は、原則として計画期間中に、概ね 5 ha 以上にまとまる森林であること。</p>	

事業種目	補助事業者	事業内容	採択基準	備考
森林環境 創造整備  (市町村 推進費)	市町	森林環境創造事業を推進する以下の事務等 事業対象森林における関係者への事業説明の実施 ① 事業対象森林における関係者への事業説明の実施 ② その他、事業遂行に係る事務	市町が、左の①～④の森林施業のいずれか及び左の事務事業等を行うこと。	

## 別表第2

### 補助の条件

- (1) 補助事業者は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「県規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成16年4月23日三重県告示第375号。以下「県要綱」という。）、及び当該事業実施要領（以下「要領」という。）に従うものとする。
- (2) 補助事業者は、補助事業により整備した森林について、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するものとする。
- (3) 補助事業者は、交付決定の日から管理委託契約終了の日までの期間又は、交付決定の日から最後に事業を実施した年度の翌年度から起算して5年目の年度末の日までの期間、いずれか長い方の期間において、事業実施森林の一部又は全部が、皆伐された場合は、当該森林の整備に要した既に支払い済みの補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。ただし、公用・公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することができるものとする。
- (4) 補助事業者は、前項の納付に際し、当該補助金相当額の支払の日から返還の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を知事へ返還するものとする。
- (5) 補助事業者は、次の条件を遵守するものとする。
  - ア 補助事業者は、この補助金に係る規則、県要綱、並びに要領に従うべきこと。
  - イ 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
  - ウ 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
  - エ 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - オ 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、交付決定の日から環境林整備計画終了の日までの期間又は、交付決定の日から最後に事業を実施した年度の翌年度から起算して5年目の年度末の日までの期間、いずれか長い方の期間において、備え及び整理保管しなければならない。
  - カ 補助事業者は、交付決定の日から環境林整備計画終了の日までの期間又は、交付決定の日から最後に事業を実施した年度の翌年度から起算して5年目の年度末の日までの期間、いずれか長い方の期間において、事業実施森林の一部又は全部が、皆伐された場合は、当該森林の整備に要した既に支払い済みの補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

ただし、公用・公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場



合は、知事に協議することができるものとする。

キ 補助事業者は、前項の納付に際し、当該補助金相当額の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を知事へ返還するものとする。

ク 補助事業者は、補助の諸経費として計上している各種保険等について、加入を必須とする。

- (6) 補助事業者は、事業の一部又は全部を林業事業体等へ委託する場合は、(5)に付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意を持って監督しなければならない。
- (7) 補助事業者は、当該事業において伐採した木材を搬出し収益が発生した場合は、要領第7号様式に準じて関連する書類の提出を求めるものとする。補助事業者は、県が別途算定する、標準搬出経費を基準に判断し、収益の発生が確認されれば、補助金の適正な執行に努めるものとする。
- (8) 補助事業者は、補助金の関係する資料を一定期間（交付決定の日から環境林整備計画終了の日までの期間又は、交付決定日の年度の翌年度から起算して5年目の年度末の日までの期間、いずれか長い方の期間）、備えておかねばならない。

### 別表第3

計画の変更とは、認定された環境林整備計画に対する変更とする。

- 1 計画区域の追加（小班単位）
- 2 計画面積の20%を越える減少（認定地区単位）
- 3 計画内容の変更

第1号様式（その1）事業体用

第 年 月 日 号

市町長 様

事業体

### 地区 環境林整備計画書の（変更）申請について

森林環境創造事業を実施したいので、第6条第3項（第7条第1項）の規定により、下記のとおり環境林整備（変更）計画書を提出します。

#### 記

- 1 環境林整備（変更）計画書 第1号様式（その2・その3・その4・その6）
- 2 森林管理に関する委託契約書の写し

第1号様式（その1）市町用

第 年 月 日 号

三重県知事 様

市町長

### 地区 環境林整備計画書の（変更）申請について

森林環境創造事業を実施したいので、第6条第4項（第7条第2項）の規定により、下記のとおり環境林整備（変更）計画書を提出します。

#### 記

- 1 環境林整備（変更）計画書 第1号様式（その2・その3・その4・その5・その6）
- 2 森林管理に関する委託契約書の写し

第1号様式（その2）

年 月 日

住 所 :

代表者名 :

## 地区 環境林整備（変更）計画書

           市町

           年 月 日 ~ 年3月31日

認 定	年 月 日 第 号
前回変更認定	年 月 日 第 号

(記入例)

- 1 目的 本森林管理計画書は、「手入れが少なくてすむ森林づくり」・「地域特性に応じた森林づくり」等、効果的・効率的・継続的な作業を実施することにより、関係者が協力し、平成43年度（令和13年度）までに取り組むべき事項について定める。

2 対象森林の概要

(1) 所在地

番号	所有者名	森林の所在地	林班	準林班	小班	枝班	樹種	林齢	面積

注) 所在地は地番まで記入

(2) 森林管理の権利の種類と存続期間

番号	所有者名	所有者住所	契約年月日	備考 (所有の移転等)

3 目標とする環境林について

(1) 目標とする森林

(ア) 天然林（二次林）については、「多様な広葉樹林」を目指す。具体的には、以下のとおりとする。

- ・公益的機能が低下している広葉樹林は、受光伐を行い下草の繁茂を進める、落葉落枝が林内に留まりスポンジ状の土壌を形成する森林をつくる。

(イ) 人工林については、針葉樹と広葉樹が混交した森林を目指す。具体的には、以下のとおりとする。

①公益的機能が低下している針葉樹林は、針広混交林へ移行させる。間伐は、以下の2つの方法を基本とし、現地に合わせ最も効果的な方法で実施する。

- ・繰り返し間伐（3割程度）を何回も繰り返し、林内へ光を入れ、下草や広葉樹が繁茂するように管理する。
- ・風害や干害の恐れが少ない森林において、強度の間伐（5割程度）を行い、林内の光環境を大きく改善し、下草や広葉樹が繁茂するように管理する。

②第1回の森林作業後、5年経過した時点で広葉樹の下層繁茂が確認できない場合

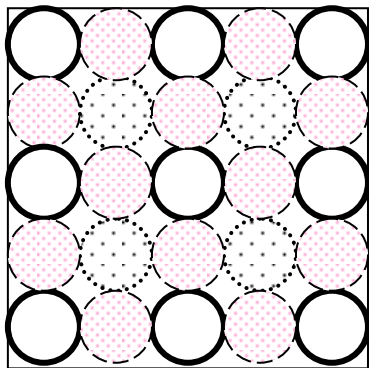
は、計画を再検討したうえで、必要な場合には広葉樹苗木を植林する。

③苗木の植栽にあたっては、多様な樹種構成となるよう、次の3点を原則とする。

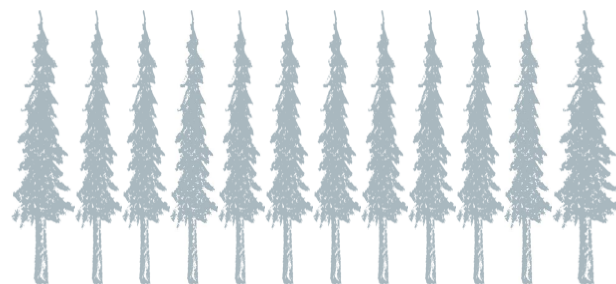
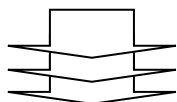
- ・ 植林樹種は、10種類以上とし、施工地周辺の自生種を主とする。（この場合、面積は1ha以上、又は苗木本数が100本以上植栽の場合であり、面積や本数が極端に少ない場合はこの限りではない。）
- ・ 1樹種の占有は、2割までとする。（本数割合）植林密度は、樹下植栽の場合、概ねha当たり300本とする。
- ・ 伐採後造林が放棄された森林において、植林する場合は、伐採後5年を経過した伐採跡地であって、高木性広葉樹の繁茂が確認できない森林において、概ねha当たり、400～500本以下とする。

## (2) 森林施業の進め方

①公益的機能の低下した針葉樹林を計画的に間伐します。

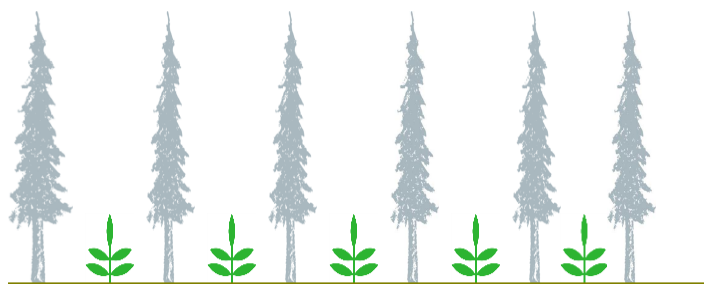
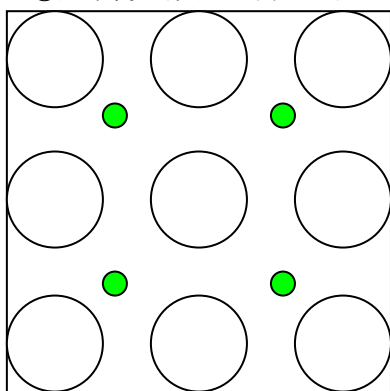


(樹冠投影図)

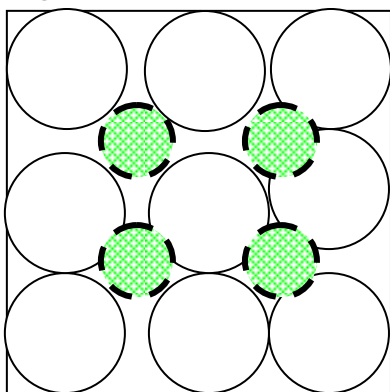


(林分断面図)

②広葉樹の繁茂が確認出来なければ、概ね ha 当たり 300 本の密度で広葉樹を植えます。



③下層の広葉樹の育成を図ります。結果的に、針葉樹も大径となります。



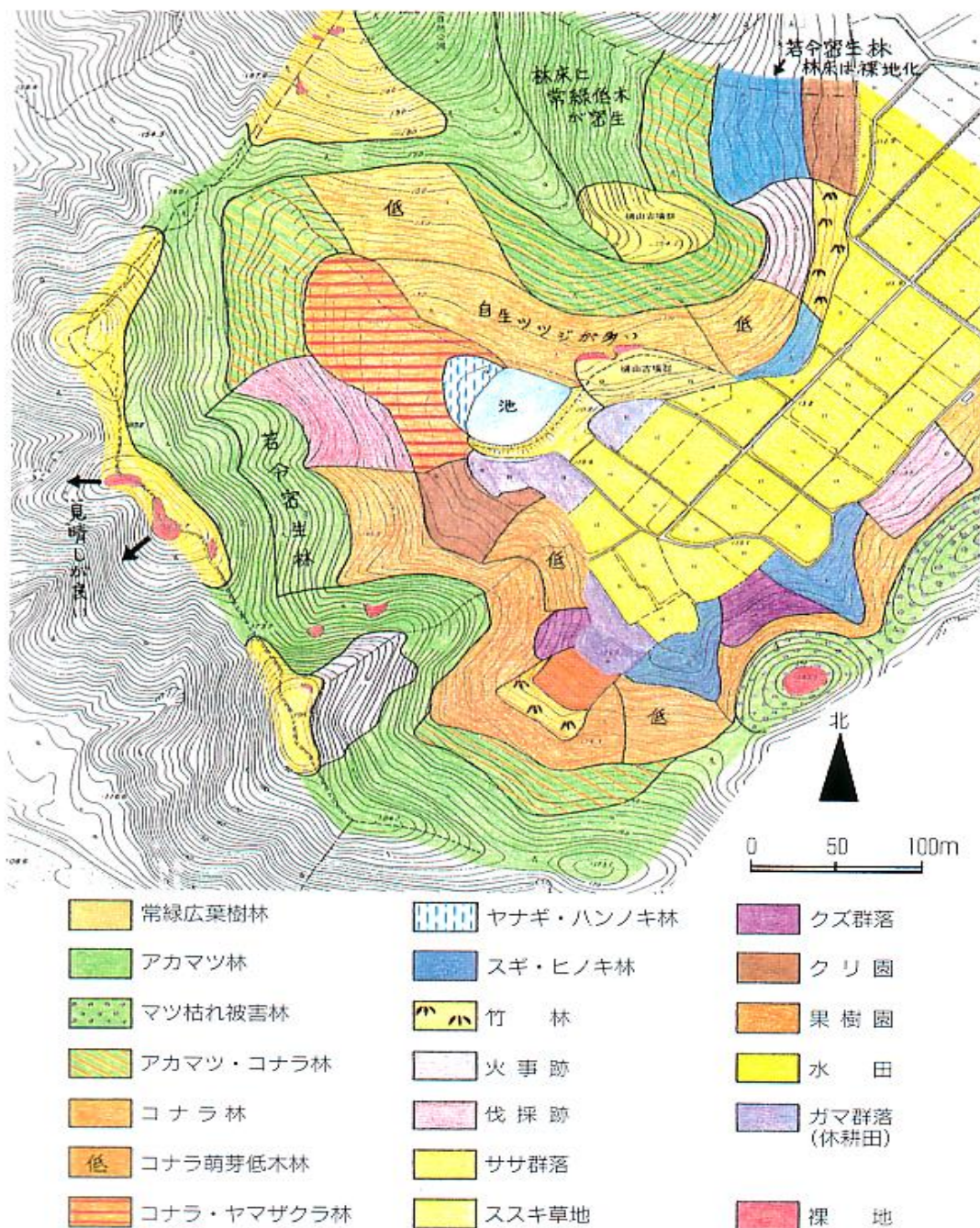


(3) 環境林整備概要図

○森林概要図は、現在の森林の概要図を記載し、20年後に、どのような構成配置の森林を創るかを記載した図面である。(①を②へ移行する)

①現況森林概要図

地区 字 地



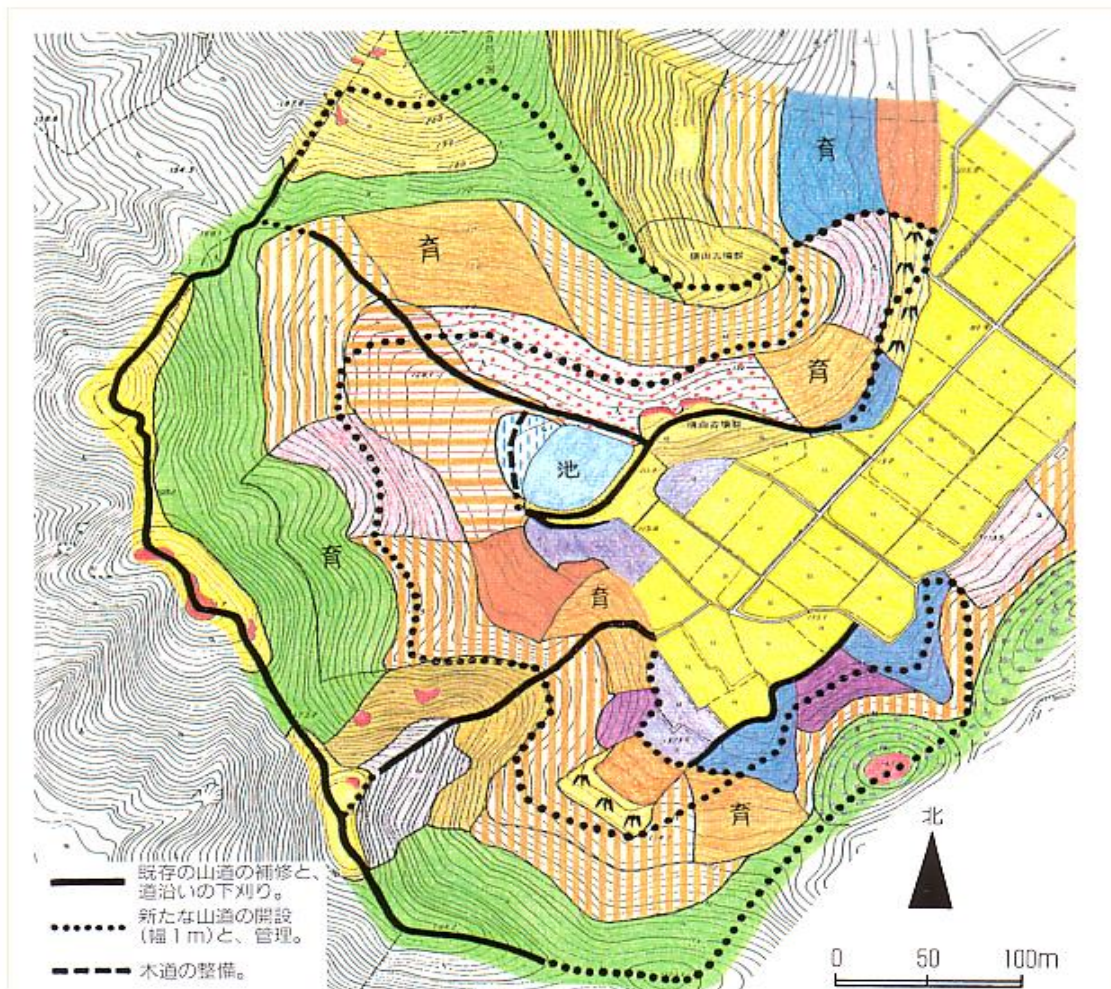
(植生図参考元：大阪府立大学【重松敏則】)










○ 管理目標

- ・ 現況概要図を参考に、森林の多様な機能を損なわず共存させながら、野生生物の多様性や景観の多様性を増進させる。
- ・ 森林をモザイク状に区分し、毎年又は数年間隔で順番に伐採する。
- ・ 観察・体験できる森林とする。

② 森林計画概要図



	 数回の間伐により 針広混交林化	 広葉樹植林による 針広混交林化
	強度の間伐による針広混交林化	 ヤシャブシ・ノリウツギ等
	植林（クヌギ2割・ハンノキ2割 ・イヌシデ2割・ヤマザクラ1割・ モミ1割・タブノキ1割等）	 共生林としてツツジの森 整備や、ケヤキ等の混植

#### (4) 森林管理の内容について

森林管理者は、適正な森林管理を行うため、下記事項を行う。

- ① 林内照度の不足により下層植生の消滅状態が当該林分のほぼ全般にわたって進行している場合、適度又は強度に抜き伐り、下層植生の繁茂を図る。
- ② 雨滴浸食・地表流のため、表土流亡が認められる場合、抜き伐りした樹木を等高線状に並べたり、又は伐り倒したままにし、表土流亡を押さえるとともに、広葉樹等を樹下植栽し、針葉樹・広葉樹混交の森林づくりを図る。(天然林施業)
- ③ 2年ごとに管理する森林を巡回し、森林の生育状況を取りまとめ、補助事業者へ報告する。
- ④ 2年ごとの巡回で、公益的機能の向上が確認出来ない場合は、整備方法を変更し、改善を図る。
- ⑤ 盗伐・誤伐、その他第三者の加害行為の防止に努める。
- ⑥ 森林の境界標その他、杭の設置・管理保全をおこなう。
- ⑦ その他、①～⑥までに附帯する行為をおこなう。

#### (5) 森林の管理について

森林管理の期間中の地上に存する立木竹については、森林管理者が環境林にふさわしい保全・管理等の行為を行う。

また、期間中に森林管理において収益が発生した場合は、収益が発生した年度末の3月31日までに、別紙第8号様式により、市町村長へ報告する。

森林管理計画締結後の翌年から起算して20年間は、皆伐をしないことを、森林所有者と締結した、管理委託契約書を添付する。

管理期間中は、育成した広葉樹を保全する。

#### (6) 森林管理に係る作業員計画について

作業員区分	人数
現在雇用正作業員	人
現在雇用臨時作業員	人
計画期間中の新規採用予定作業員	人

備考： 臨時作業員とは、季節的な事業に雇用されている作業員のこと。

(7) 現在の作業員内訳 (年齢別)

(単位: 人)

作業員区分	20代	30代	40代	50代	60代以上
正作業員					
臨時作業員					

# 環境林整備全体計画

面積： ha

事業費： 千円

林班	準林班	小班	枝番	混番	樹種	林齢	区域面積 (ha)	国ゾーニング	着手時成立本数	年度			
								県ゾーニング	計画後成立本数	(1年目)			
										事業量	工種	単価	事業費
合計													

年度				年度～年度		年度～年度		年度～年度	
(5年目)				第2四半期		第3四半期		第4四半期	
事業量	工種	単価	事業費	事業量	工種	事業量	工種	事業量	工種

備考：年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第1号様式（その4）

## 位置図

1 位置図は、1/10,000～1/50,000とする。

※その他、森林位置の確認のため必要に応じて市町村全図等を添付すること。

第1号様式（その5）

年 月 日

市町村長 様

地区森林管理協議会  
代表

## 地区 環境林整備計画に関する意見書

このことについて、年 月 日に、当該計画書について協議したところ、下記のとおりでしたので報告します。

### 記

- 1 環境林内での計画 (適正である)
- 2 地域への周知 (十分周知されている)
- 3 計画内容 (施業の実施結果の報告を2年ごとに求めたい)
- 4 意見

注) ( ) は記載例

### 【地区森林管理協議会】

協議会名	設置年月日	
氏名	住所	所属名(団体名・役職など)

## 環境林づくり協定書

市町（以下「甲」という。）、森林所有者（以下「乙」という。）及び認定林業事業体（以下「丙」という。）は、人々の暮らしを支える大切な森林を守りより良い姿で後世に残していく「環境林づくり」のために、次の条項により協定を締結します。

### （目的）

第1条 この協定は、環境林における森林環境創造事業等（以下「事業」という。）により整備する森林について、環境林としての公益的機能を将来にわたり高度に発揮させるため、その取り扱いを定めることを目的とします。

### （対象とする森林）

第2条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の位置及び面積は、下記のとおりです。

森林の所在地	林班	準林班	小班	枝班	樹種	林齢	面積 (ha)	備考

備考：林齢は、森林簿の林齢とする。

### （環境林整備計画に基づく適正な管理）

第3条 乙は、対象森林について、環境林整備計画に基づく平成43年度までの森林管理業務を甲に委託するものとします。

2 甲は、対象森林について、前項の委託契約に基づき適正に森林管理業務を遂行するものとします。

### （管理委託終了後の森林の取り扱い）

第4条 乙は、前条に規定する管理委託終了後は、対象森林を多様な針広混交林又は広葉樹林として維持していくものとします。

2 乙は、前条に規定する管理委託終了後は、対象森林の広葉樹は皆伐しないものとします。

(助言等の協力)

第5条 甲は、前条に規定する森林の取り扱いについて、必要に応じ、乙及び丙に対する助言及び情報の提供並びに関係者等との連絡調整に努めるものとします。

(協定の承継等)

第6条 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの協定を承継させなければなりません。

2 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければなりません。

3 丙は、組織の解散など事業執行が困難となる場合には、この協定を乙の同意のもと、他の認定林業事業体へ承継しなければなりません。

(協定の効力発生時期)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとします。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとします。

この協定締結の証として協定書を3通作成し、各当事者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有します。

年 月 日

甲 市町長

乙 森林所有者

丙 認定林業事業体



第2号様式（認定用）

第 年 月 日 号

市町長（事業体） 様

三重県知事（市町長）

年度 環境林整備計画書の認定について（通知）

年 月 日付け、第 号により、提出のあった、このことについて、次の条件をつけて認定します。

記

1 事業体名 認定林業事業体（ 地区）

2 認定条件

- (1) 事業体は、環境林整備計画に基づき作業を実施すること。
- (2) 事業体は、環境林整備計画期間中において、事業執行が困難となる場合は、環境林整備計画を他の認定林業事業体に承継させること。
- (3) その他（必要に応じて条件を附す）

注）三重県知事が発信者となる場合は、認定とあるのは承認とすること。

第2号様式（不認定用）

第 年 月 日 号

市町長（事業体） 様

三重県知事（市町長）

年度 環境林整備計画書の不認定について（通知）

年 月 日付け、第 号により、提出のあった、このことについて、下記の理由により、不認定とします。

記

理由：

注）三重県知事が発信者となる場合は、認定とあるのは承認とすること。

第3号様式

第 年 月 日 号

市町長（事業体）様

三重県知事（市町長）

年度 環境林整備計画書の変更について（通知）

年 月 日付け、第 号により、提出のあった、このことについて、次の条件をつけて変更認定します。

記

1 事業体名 認定林業事業体（ 地区）

2 認定条件

- (1) 事業体は、環境林整備計画に基づき作業を実施すること。
- (2) 事業体は、環境林整備計画期間中において、事業執行が困難となる場合は、環境林整備計画を他の認定林業事業体に承継させること。

注) 三重県知事が発信者となる場合は、認定とあるのは承認とすること。

第4号様式

第 年 月 日 号

事務所長（市町長）様

部長（事務所長）

**年度 森林環境創造事業費補助金の内示について**

このことについて、別紙のとおり事業費を内示します。  
なお、この内示に基づく補助金交付申請書の提出期限は、〇月〇日までとします。

第4号様式（その1）

別紙

年度森林環境創造事業（県・市町タイプ） 内示内訳書

事務所名

（単位：ha、千円）

事業名	事業実施主体	内 示					美しい森林づくり基盤整備交付金	備考
		面積	事業費	補助対象事業費	補助率	補助金		

第5号様式

第 年 月 日 号

部長 様

事務所長

## 年度 事業の変更（中止）について

年 月 日付け から変更（中止）承認申請があった、このことについて、その内容を審査したところ適当と認められるので、下記関係書類を添えて報告します。

### 記

1 市町名

### 添付資料

- 1 事業変更計画書 課要領第〇-〇様式
- 2 年度計画内訳書（変更） 課要領第〇-〇様式
- 3 収支予算書（変更） 課要領第〇様式
- 4 事務費等予算書（変更） 課要領第〇様式

第6号様式

## 補助金請求書

第 号  
年 月 日

三重県知事 様

市町長

年 月 日付け三重県指令 第 号により額の確定があった  
事業費補助金について、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

交付決定		既受領分		今回請求分		事業完了 年月日	摘要
事業費	補助金 (A)	金額 (B)	出来高	金額 (C)	額の確定年 月日		
円	円	円	%	円			

第7号様式

第 年 月 日 号

市町長 様

事業体

### 年度 事業収益発生報告書

年度事業において、森林管理において下記のとおり収益が発生したので報告します。

記

(単位：ha、千円)

林班	準林班	小班	市町	大字	事業費	左の内訳		収入金額	木材販売量	販売先
						県補助金	市町村費			

- 備考
- ・添付資料として、販売先の伝票の写しをつけること。
  - ・m<sup>3</sup>当たりの販売価格が、県が別に定める標準搬出単価（m<sup>3</sup>当たりの搬出・運搬費用）より安い場合は、補助金から差し引かないものとする。